

## 国立大学法人熊本大学におけるソーシャルメディアアカウントの運用に関する要領

平成 31 年 2 月 28 日  
学 長 裁 定

### (目的)

第 1 条 この要領は、国立大学法人熊本大学及び熊本大学（以下「本学」という。）で管理運営するソーシャルメディアアカウント（以下「公式アカウント」という。）の運用に関し必要な事項を定め、もって公式アカウントを通じた情報発信の適正性の確保及び本学の管理責任の明確化を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディア ブログ、ツイッター (Twitter)、フェイスブック (FaceBook)、ユーチューブ (YouTube) など、個人がインターネット及びウェブ技術を用いて不特定多数のユーザーに情報を発信できるメディアをいう。
- (2) ソーシャルメディアアカウント ソーシャルメディアを利用・登録するための権利をいう。
- (3) 公式アカウント 部局等が運用主体となるソーシャルメディアアカウントで、広報担当の理事（以下「担当理事」という。）からアカウント登録の許可を受けたものをいう。
- (4) 管理責任者 公式アカウントの企画、登録、更新及び廃止について責任を有する者をいう。
- (5) 部局等 国立大学法人熊本大学法人基本規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定める教育研究組織等及び事務組織の各部等をいう。

### (管理)

第 3 条 公式アカウントの管理責任者は、部局等の長とする。

### (掲載情報)

第 4 条 公式アカウントに情報を掲載するに当たっては、当該情報の有用性及び正確性を確保するとともに、その掲載目的に応じて、速報性及び活用の利便性に配慮しなければならない。

2 公式アカウントには、次に掲げる情報を掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれのある情報
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある情報
- (3) 他人の特許権、著作権、出版権若しくは商標権を侵害し、又はそのおそれのある情報

- (4) 人権及びプライバシーを侵害し、又はそのおそれのある情報
  - (5) 個人・団体を誹謗中傷し、又はそのおそれのある情報
  - (6) 営利を目的とした情報
  - (7) 特定の宗教の布教等に関する情報
  - (8) 政党、政治団体等による政治活動等に関する情報
  - (9) スпам行為や有害なプログラムを含む情報
  - (10) その他担当理事が不適切と判断した情報
- 3 担当理事は、公式アカウントに前項各号に掲げる情報が掲載されていることを発見したときは、当該公式アカウントの管理責任者に当該事実を提示して、改善を命ずるものとする。
- 4 公式アカウントの管理責任者は、担当理事から前項により改善を命ぜられたときは、速やかに当該公式アカウントの該当情報を削除する等の改善措置を講じなければならない。
- 5 担当理事は、前項の改善措置が十分でないときその他公式アカウントの管理が不適切であると認めるときは、当該公式アカウントの運用の停止を命ずることができる。

(登録の申請)

第5条 管理責任者は、公式アカウントを運用しようとするときは、別紙様式第1により登録を申請し、担当理事の許可を得なければならない。

(登録の許可)

第6条 担当理事は、前条の申請があったときは、登録の可否を決定し、その結果を別紙様式第2又は別紙様式第3により通知するものとする。

(登録の公表)

第7条 登録の許可を受けた公式アカウントは、本学の公式ウェブサイトで公表するものとする。

(免責事項等)

第8条 本学は、次の各号に掲げる事項について、責任を負わないものとする。

- (1) 利用者が公式アカウントの情報をを用いて行う一切の行為
- (2) 利用者により投稿された公式アカウントに対するコメント等に関する事項
- (3) 公式アカウントに関連して発生した、利用者間又は利用者と第三者間のトラブル及び紛争

2 コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は本学に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、本学に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、公式アカウントの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 28 日から施行する。